

## ▶ 第1章 ◀

# 最近の社会経済情勢の変化と「貿易の円滑化」

## 1. はじめに

2009年6月26日、ベルギー・ブラッセルのWCO（世界税関機構）の総会会議場において、当時、財務省関税局長の私と米国税関国境保護局のエイハーン長官代行との間で、両国のAEO（Authorized Economic Operator：認定事業者）制度について、相互承認取決めへの署名が行われた<sup>1</sup>（写真）。

AEO制度とは、税関当局が、安全管理と法令遵守の体制が整備された貿易関連事業者を認定し通関を円滑化する制度であり、現在、世界の多くの国の税関当局は、WCOの「基準の枠組み」<sup>2</sup>に沿って、その導入を図るとともに、その相互承認を目指している。

AEO制度の概念は、2000年代以降のものであり、2001年9月11日の米国の同時多発テロ以降の世界各国における「安全の確保」と「貿易の円滑化」の両立への関心への高まりを背景とする。2002年6月26日には、カナダ・カナナスキス・G8サミットは、WCOに対し、貨物の費用効果的かつ効率的な流れを促進しながら、国際的コンテナ安全体制の構築及び実施に向けての作業を行うことを要請、WCOは、2005年6月の理事会（総会）において、その作業の結果を「基準の枠組み」との文書にまとめ、これを全会一致で採択し、ここで、AEO制度の概念も確立されたのである。

「基準の枠組み」は、その最終節において、AEO制度の相互承認を、保安管理の重複を避ける手段であり、国際サプライチェーンにおける物品の移動の円滑化と監視に大いに貢献するものと位置づけている<sup>3</sup>。国際貿易が、各国と各国との間の国境をまたぐ物流そのものである



日米両国のAEO制度の相互承認取決めへの署名  
(2009年6月26日 WCO総会会議場〈ベルギー・ブラッセル〉にて)

以上、ある税関当局による活動又は決定、若しくは正当に付与された認定が、他の税関当局によって認知・認容されるといったAEO制度の相互承認の実現は、理念型として見れば、国際貿易の安全確保と円滑化のための税関当局の取組みの一つの帰着点となりうる。

しかしながら、「基準の枠組み」自体が前提としているように、通関手続・関税の賦課手続は、基本的に、各国政府により、各国の法制のもとで、実施されるものである。言うまでもなく、各国の法制・行政・経済・社会情勢には差異があり、税関当局や貿易当事者の実務慣行にも、細部に至るまでの相違もある。したがって、相互承認の実現には、多くの実務的な検討と膨大な相互の検証作業が必要である。多くの国の税関が、AEO制度の相互承認の重要性を理解し、その実現を意義あるものとしつつも、実際に、この日米相互承認取決めに先立ち、種々のハードルを乗り越え実現したAEO制度の相互承認は、我が国のニュージーランドとの取決め、米国のニュージーランド、カナダ、ヨルダンとの取決め4事例にとどまっていたところである。したがって、この署名により、世界第1位と第2位の経済規模の日米両国がAEO制度の相互承認を果たしたことは、当事者である日米両国に限らず、国際貿易全般の円滑化と安全性の確保のその後の進展に画期的な意義があったものと考えられる。

(この日米の相互承認取決めの署名は、当時、ECを含め175か国・地域のメンバーのうち、161か国・地域の税関当局の代表(うち、105か国・地域は、関税局長、関税庁長官等の本人)が出席したWCO総会会議場で行われたが、その際、両国代表に対し、満座からの拍手が寄せられ、また、署名が終わり、会議場の自席に戻るまでの間にも、各国代表が、署名した代表に対し、手を伸ばし、祝福の握手を求める光景が見られ、各国税関の本件署名に対する高い評価を物語るものと感じられた。)

## 2. 税関の3つの役割と「貿易の円滑化」

さて、上述のとおり、このAEO制度の相互承認は、国際的な枠組みに沿って、安全管理と法令遵守の体制が整備された貿易関連事業者を認定し通関を円滑化するAEO制度を各国税関当局の間で相互承認するものである。その目的は、国境における貨物流通の「安全の確保」を図りながら、同時に、「貿易の円滑化」を図るというものであるが、「安全の確保」は当然のこととして、ここで強調される「貿易の円滑化」とは、現在の社会経済情勢のもと、税関にとって、どのような意味をもつものであるのか、現代の税関の役割に立ち返りながら、明らかにする必要がある。